

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

私が、自分自身と私の夫の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について、私の夫の保険料が納付済みで私だけが未納とされていることは考えられない。申立期間について、私が所持している国民年金手帳には、保険料納付の検認印は押されていないが、何枚かの納付書により保険料を納付しており、この手帳を社会保険事務所（当時）に持参した際に、手帳に挟んであった領収書が無くなった記憶がある。

また、平成22年2月に、私の国民年金保険料の未納期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの1年間の納付記録が訂正されたところ、私が所持している国民年金手帳にほかの未納とされている期間の検認印があったので、年金事務所に当該手帳を持参して調べてもらった結果、その期間の納付記録も訂正された。

私の国民年金保険料の納付記録がずさんに管理されていたのではないかと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和50年12月頃に払い出されていることが確認できる上、その夫は、同年同月31日に42年4月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）で納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料を特例納付した時に、自身の

未納期間についても、保険料を併せて納付したとしているところ、申立人の昭和48年4月から50年3月までの特例納付できない期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①及び②の間の昭和45年度の国民年金保険料について、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）では納付済みと記録されていたにもかかわらず、平成22年2月2日までオンライン記録では未納とされていた上、申立期間直前の昭和42年1月から同年3月までの保険料についても、申立人が所持する検認記録のある国民年金手帳を提示したことにより、平成22年9月2日に納付記録が訂正されていることから、申立人の申立期間前後の納付記録が適切に管理されていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和49年1月頃、銀行からお金を下ろしてA市B区役所に行き、申立期間①の6年分の国民年金保険料を一括納付した。また、申立期間②の保険料については、同区役所で私の妻の不足分と併せて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和49年1月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿等により、49年1月7日頃に払い出されていることが確認でき、その時点で、42年5月から46年9月までの国民年金保険料は第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）により、46年10月から48年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を同区役所の窓口で一括納付したと主張しているところ、A市の窓口では特例納付及び過年度納付の保険料収納を取り扱っていなかったことから、申立人の主張は不自然である。

2 申立期間②について、昭和49年4月から55年3月までの期間の申立人及び申立人の妻の国民年金保険料の納付日を確認することができ、両者の納付日は、申立期間を除き全て同一日である上、その妻は自身の保険料の不足分を50年4月15日に納付していることが確認できることから、申立期間②の

申立人の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

申立期間については、昭和57年7月に私の住所が変わったので、国民年金保険料の納付記録が漏れてしまったものと思う。

国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶も国民年金保険料を納付しなかった記憶もなく、申立期間が国民年金の未加入期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、60年9月に強制加入被保険者として被保険者資格を再取得しているところ、「国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶がない。」と述べているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、57年7月27日付けの被保険者資格喪失日及び60年9月26日付けの同資格の再取得日の記録が記載されており、申立人がこれらの手続を行った際に、当該資格記録が記載されたものとするのが自然である上、この記録は、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録と一致する。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は、昭和57年7月27日付けの被保険者資格喪失を最終の資格記録とする昭和57年度の同名簿が作成されているが、58年度から60年度までの同名簿は作成されておらず、次に作成された61年度の同名簿には、60年9月26日付けの被保険者資格の再取得が記録されていることから、申立人が当時住所を定めていたA市において、57年7月から60年8月までの間に申立人が国民年金に加入していた記録は存在しなかったものと推認でき、当該期間の国民年金保険料の納付書は作成されな

かったと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの期間については、申立人が保管している昭和61年度の国民年金保険料納付書の発行日が同年6月10日であることから、申立人は、その頃に国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、その時点で納付が可能な60年9月から61年3月までの納付書についても発行されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納が無い上、申請免除期間とされていた期間の保険料についても追納により納付していることが確認できるなど、保険料の納付意識が高かったと認められることから、納付書が発行されたと考えられる60年9月から61年3月までの保険料については納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、申立期間当時、勉強のためA学校の聴講生をしながらアルバイトをしていた。また、以前経営していた会社の建物の賃貸収入もあり、その経済状況から国民年金保険料を納付していなかったとは考えられない。国民年金の重要性も認識しており、必ず保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は納付済みであり、厚生年金保険との切替手続も適正に行っていることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年6月に払出されていることが確認でき、この時点で過年度納付が可能な54年4月から56年3月までの期間のうち、申立期間直前の54年4月から55年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できることから、申立人は、同様に過年度納付が可能な申立期間の保険料についても、納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間①から③までの期間及び申立期間⑤から⑨までの期間における申立人の標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間①は120万円、申立期間②は130万円、申立期間③は140万円、申立期間⑤は128万円、申立期間⑥は130万円、申立期間⑦は132万円、申立期間⑧は150万円及び申立期間⑨は145万円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（申立期間①は記録なし、申立期間②は110万円、申立期間③は45万円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は55万円、申立期間⑧は48万円及び申立期間⑨は50万円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は120万円、申立期間②は130万円、申立期間③は140万円、申立期間⑤は128万円、申立期間⑥は130万円、申立期間⑦は132万円、申立期間⑧は150万円及び申立期間⑨は145万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 16 年 7 月 6 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 7 月 8 日
⑤ 平成 17 年 12 月 12 日
⑥ 平成 18 年 7 月 18 日
⑦ 平成 18 年 12 月 8 日

⑧ 平成 19 年 7 月 12 日

⑨ 平成 19 年 12 月 21 日

年金記録を確認したところ、A社から支払いを受けた各申立期間に係る賞与について、当時の支給額と比較して低額な記録となっている。同社では、申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、申立期間①から⑨までに支払いを受けた各賞与に見合う額が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、申立期間①は記録なし、申立期間②は 110 万円、申立期間③は 45 万円、申立期間④は 80 万円、申立期間⑤は 50 万円、申立期間⑥は 40 万円、申立期間⑦は 55 万円、申立期間⑧は 48 万円及び申立期間⑨は 50 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 21 日に訂正処理（申立期間①は 120 万円、申立期間②は 130 万円、申立期間③は 140 万円、申立期間④は 130 万円、申立期間⑤は 128 万円、申立期間⑥は 130 万円、申立期間⑦は 132 万円、申立期間⑧は 150 万円及び申立期間⑨は 145 万円）されたところ、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

また、申立人は、申立期間①から⑨までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法の規定に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間のうち申立期間①から③までの期間及び申立期間⑤から⑨までの期間において、その主張する賞与額（申立期間①は 120 万円、申立期間②は 130 万円、申立期間③は 140 万円、申立期間⑤は 128 万円、申立期間⑥は 130 万円、申立期間⑦は 132 万円、申立期間⑧は 150 万円及び申立期間⑨は 145 万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 120 万円、申立期間②は 130 万円、申立期間③は 140 万円、

申立期間⑤は 128 万円、申立期間⑥は 130 万円、申立期間⑦は 132 万円、申立期間⑧は 150 万円及び申立期間⑨は 145 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち申立期間④については、上記賞与支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（130 万円）の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できるものの、同保険料控除額（5 万 5,736 円）に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（80 万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の申立期間①及び②、④から⑧までの期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間①は51万円、同②は54万円、同④は63万円、同⑤は60万円、同⑥は67万円、同⑦は73万5,000円、同⑧は72万5,000円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（申立期間①は記録なし、同②は25万円、同④は27万円、同⑤は25万円、同⑥及び⑦は28万円、同⑧は31万円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は51万円、同②は54万円、同④は63万円、同⑤は60万円、同⑥は67万円、同⑦は73万5,000円、同⑧は72万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月12日
⑤ 平成18年7月18日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年7月12日
⑧ 平成19年12月21日

年金記録を確認したところ、A社から支払いを受けた各申立期間に係る賞与について、当時の支給額と比較して低額な記録となっている。同社では、

申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、申立期間①から⑧に支払いを受けた各賞与に見合う保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、申立期間①は記録なし、同②は25万円、同③は50万円、同④は27万円、同⑤は25万円、同⑥及び⑦は28万円、及び同⑧は31万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月21日に訂正処理（申立期間①は51万円、同②は54万円、同③は60万円、同④は63万円、同⑤は60万円、同⑥は67万円、同⑦は73万5,000円及び同⑧は72万5,000円）されたところ、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

また、申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法の規定に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間のうち申立期間①及び②、④から⑧までの期間において、その主張する賞与額（申立期間①は51万円、同②は54万円、同④は63万円、同⑤は60万円、同⑥は67万円、同⑦は73万5,000円及び同⑧は72万5,000円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は51万円、同②は54万円、同④は63万円、同⑤は60万円、同⑥は67万円、同⑦は73万5,000円及び同⑧は72万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与算定届を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間③については、上記賞与支給明細書により、

申立人は、その主張する標準賞与額（60 万円）の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できるものの、同保険料控除額（3 万 4, 835 円）に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（50 万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の申立期間①及び②、④から⑧までの期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間①は45万円、同②は47万円、同④及び⑤は50万円、同⑥は54万円、同⑦は59万5,000円、同⑧は62万5,000円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（申立期間①は記録なし、同②は22万円、同④は23万5,000円、同⑤は22万円、同⑥は25万円、同⑦及び⑧は24万5,000円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は45万円、同②は47万円、同④及び⑤は50万円、同⑥は54万円、同⑦は59万5,000円、同⑧は62万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月12日
⑤ 平成18年7月18日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年7月12日
⑧ 平成19年12月21日

年金記録を確認したところ、A社から支払いを受けた各申立期間に係る賞与について、当時の支給額と比較して低額な記録となっている。同社では、

申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、申立期間①から⑧に支払いを受けた各賞与に見合う保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、申立期間①は記録なし、同②は22万円、同③は40万円、同④は23万5,000円、同⑤は22万円、同⑥は25万円、同⑦及び⑧は24万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月21日に訂正処理（申立期間①は45万円、同②は47万円、同③から⑤までは50万円、同⑥は54万円、同⑦は59万5,000円及び同⑧は62万5,000円）されたところ、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

また、申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法の規定に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間のうち申立期間①及び②、④から⑧までの期間において、その主張する賞与額（申立期間①は45万円、同②は47万円、同④及び⑤は50万円、同⑥は54万円、同⑦は59万5,000円及び同⑧は62万5,000円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は45万円、同②は47万円、同④及び⑤は50万円、同⑥は54万円、同⑦は59万5,000円及び同⑧は62万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与算定届を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間③については、上記賞与支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（50万円）の支払いを受け、当該賞与か

ら厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できるものの、同保険料控除額（2万7,868円）に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（40万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の申立期間①、③及び⑤から⑨までの期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間①は41万円、同③は42万8,000円、同⑤は46万5,000円、同⑥は46万円、同⑦は52万円、同⑧は56万円、同⑨は60万円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（申立期間①は記録なし、同③は20万円、同⑤は22万円、同⑥は21万円、同⑦から⑨までは23万円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万円、同③は42万8,000円、同⑤は46万5,000円、同⑥は46万円、同⑦は52万円、同⑧は56万円、同⑨は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 7 月 8 日
⑤ 平成 17 年 12 月 12 日
⑥ 平成 18 年 7 月 18 日
⑦ 平成 18 年 12 月 8 日
⑧ 平成 19 年 7 月 12 日
⑨ 平成 19 年 12 月 21 日

年金記録を確認したところ、A社から支払いを受けた各申立期間に係る賞

与について、当時の支給額と比較して低額な記録となっている。同社では、申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、申立期間①から⑨に支払いを受けた各賞与に見合う保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、申立期間①は記録なし、同②は41万円、同③は20万円、同④は30万円、同⑤は22万円、同⑥は21万円及び同⑦から⑨までは23万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月21日に訂正処理（申立期間①は41万円、同②は41万8,000円、同③は42万8,000円、同④は46万円、同⑤は46万5,000円、同⑥は46万円、同⑦は52万円、同⑧は56万円及び同⑨は60万円）されたところ、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

また、申立人は、申立期間①から⑨までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法の規定に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間のうち申立期間①、③及び⑤から⑨までの期間において、その主張する賞与額（申立期間①は41万円、同③は42万8,000円、同⑤は46万5,000円、同⑥は46万円、同⑦は52万円、同⑧は56万円及び同⑨は60万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は41万円、同③は42万8,000円、同⑤は46万5,000円、同⑥は46万円、同⑦は52万円、同⑧は56万円及び同⑨は60万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与算定届を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間②及び④については、上記賞与支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（41万8,000円及び46万円）の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できるものの、同保険料控除額（2万7,839円及び2万901円）に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（41万円及び30万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月31日から同年9月1日まで

昭和60年2月16日にA社B工場に入社し、同年9月1日に同社C工場に転勤した。同一会社内での異動であり、厚生年金保険に未加入の期間はあり得ず、間違いなく同年8月分の保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、異動先のA社C工場を実質的に継承しているD社は、申立人のA社B工場から同社C工場への異動日は昭和60年9月1日付けであるとしている上、オンライン記録により、同社B工場と同社C工場の間を異動している者で、月の末日に異動している者は確認できないことから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和60年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、関連する事業者は不明としているが、事業主が厚生年金保険被

保険者資格喪失日を昭和 60 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 21 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間はA社に勤務していたが、年金記録で確認できる標準報酬月額及びこれに見合う厚生年金保険料額は、保管している給与明細書に記載された給与支給額及び同保険料控除額より著しく低額である。同社では、申立期間後の平成 13 年 10 月 31 日まで同保険の加入記録が確認できるが、実際には 12 年 11 月末に交通事故にあったため、その後は在籍していたものの出勤はしておらず、同年 12 月に同年 11 月分の給与が支給され、同年同月分の同保険料が控除されたのが最後であった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

申立人が保管する申立期間に係る給与明細書により、事業主により支払われていたことが認められる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、この一方で、事業主が源泉控

除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低額である。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の報酬月額を、実際に支給した給与額より低い額で社会保険事務所（当時）に届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月1日から36年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得日に係る記録を35年9月1日、同資格喪失日に係る記録を36年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から36年8月1日まで

申立期間は、A社B出張所でC作業員として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立事業所の次の勤務先であるD社に係る「*証明書」の記載内容及びE省F局G部長名(当時)の有資格者証明書から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月1日から36年8月1日までの期間において、A社B出張所でC作業員として勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚18人に照会し、このうち11人から回答が得られたところ、複数の同僚は、「A社B出張所では、従業員全員、採用と同時に強制的に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、上記の同僚11人について、自身が記憶する当該事業所の入退社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の時期との関係をみると、一人を除いた10人は、いずれも入退社時期と同被保険者資格の取得及び喪失の時

期は一致しており、これは、先述の同僚の供述と符合する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種で年齢の近い同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡していることから確認することができないが、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から36年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年8月1日から同年9月1日までの期間について、前述の申立人が所持するD社に係る「*証明書」によると、申立人のA社B出張所の勤務開始時期は、同年9月であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和36年10月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているとともに、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、当該事業所の当時の事務担当者及び申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも連絡先が確認できないことから、照会することができず、申立人の当該期間における勤務実態等の供述を得ることができない。

このほか、当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和31年7月1日から32年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を31年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年10月2日から32年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和30年4月から32年12月に退職するまで継続して勤務していた記憶がある。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、昭和30年4月14日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月2日に同資格を喪失後、32年5月1日に同社における同資格を再取得しており、申立期間の加入記録が無い。

しかし、B省C部から提出された志願票及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年7月1日から32年5月1日までの期間においてA社D事業所に勤務していたことが認められる。

また、被保険者名簿により、申立期間を含む昭和30年10月から32年12月までの期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 16 人に照会し、このうち 11 人から回答が得られたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に被保険者資格を取得した者二人及び申立人と職種が異なる E 業務に専従していた者一人を除く残りの 8 人全員が、同社の採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致している旨の供述をしていることから、同社では、申立期間当時、従業員を採用すると同時に厚生年金保険を適用させる取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、申立人は、A 社における従事業務について、「採用当初は、F 部の G 職として H 業務及び I 職として勤務し、その後は、J 部関係の E 業務にも従事していたが、D 事業所の従業員は 4 人から 5 人程度であったことから、同事業所勤務中は様々な業務に従事した。」と供述しているところ、前記の志願票において、申立人は、昭和 30 年 4 月から同年 10 月までの期間は F 部、31 年 7 月以降は J 部の業務に従事していることが確認できるとともに、上記の回答が得られた者 11 人のうち 1 人は、「私は、昭和 32 年 2 月に A 社 D 事業所に採用された。申立人は、私が採用される約 1 年前から同事業所に勤務しており、私と共に H 業務のほか、E 業務も担当していたが、勤務期間中に雇用条件が変更になったようなことはない。」と具体的に供述しており、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を再取得したとされる 32 年 5 月 1 日の前後の期間において、申立人の雇用条件に影響を与えるような業務の変更等は無かったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 32 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の同記録から判断すると、4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本により平成 12 年 8 月 11 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 30 年 10 月 2 日から 31 年 7 月 1 日までの期間については、前記のとおり、A 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡し

ていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、前記の志願票により、申立人は、昭和30年10月にA社を一度退職した後、同社に再雇用された31年7月までの期間においては勤務記録が無いことが確認できる上、被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は30年10月2日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、前記の回答が得られた者11人からは、いずれも申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和30年10月2日から31年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間②から⑥までの申立人の標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間②は 35 万円、申立期間③は 34 万円、申立期間④は 37 万円、申立期間⑤は 41 万円及び申立期間⑥は 46 万円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録(申立期間②は 18 万円、申立期間③は 16 万円、申立期間④は 19 万円、申立期間⑤は 18 万円及び申立期間⑥は 17 万円)とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間②は 35 万円、申立期間③は 34 万円、申立期間④は 37 万円、申立期間⑤は 41 万円及び申立期間⑥は 45 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 8 日
② 平成 17 年 12 月 12 日
③ 平成 18 年 7 月 18 日
④ 平成 18 年 12 月 8 日
⑤ 平成 19 年 7 月 12 日
⑥ 平成 19 年 12 月 21 日

年金記録を確認したところ、A社から支払いを受けた申立期間①から⑥までに係る賞与について、当時の支給額と比較して低額な記録となっている。同社では、申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金

保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、申立期間①から⑥に支払いを受けた各賞与に見合う額が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、申立期間①は20万円、申立期間②は18万円、申立期間③は16万円、申立期間④は19万円、申立期間⑤は18万円及び申立期間⑥は17万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年5月27日に訂正処理（申立期間①は34万円、申立期間②は35万円、申立期間③は34万円、申立期間④は37万円、申立期間⑤は41万円及び申立期間⑥は46万円）されたところ、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

また、申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法の規定に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間のうち申立期間②から⑥までの期間において、その主張する賞与額（申立期間②は35万円、申立期間③は34万円、申立期間④は37万円、申立期間⑤は41万円及び申立期間⑥は46万円）の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は35万円、申立期間③は34万円、申立期間④は37万円、申立期間⑤は41万円及び申立期間⑥は45万円1,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間①については、上記賞与支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（34万円）の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できるものの、同

保険料控除額（1万3,934円）に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（20万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、同喪失日は20年7月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月1日まで

昭和16年の秋頃にD社（昭和18年12月の組織改編によりA社）C支所に就職した後、20年6月末に退職するまで同社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかし、申立期間当時、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、私も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

しかしながら、A社C支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、当初作成されたものは無く、書き換え時期が不明なものが現存するだけであるが、被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びオンライン記録において、申立人の記録は確認できない。

一方、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者7人のうち、個人の記録が特定できない一人を除く6人について、被保険者名簿及びオンライン記録により、A社における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、被保険者名簿及びオンライン記録において共に加入記録が確認できる者は二人だけであり、他の4人のうち1人は、被保険者名簿に記録はあるが、オンライン記

録には加入記録が無く、また、3人については、被保険者名簿に記録は無いが、オンライン記録には加入記録があることが確認できる。

また、現存する被保険者名簿では、健康保険の整理番号*（昭和15年4月1日資格取得）から同*（昭和19年11月1日同）まで確認できるが、被保険者数は30人だけであり、多くの欠番が確認できる。ところ、厚生年金保険記号番号*から同*までの被保険者64人のうち、14人は厚生年金保険被保険者台帳索引票が確認できないものの、このうち二人については、オンライン記録により、A社C支所における厚生年金保険の加入記録が確認できるほか、同索引票がある被保険者50人のうち9人については、オンライン記録において同支所における加入記録が確認できないなど、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれるとともに、旧台帳が確認できた8人のうち2人の台帳の「備考」欄には、『全期間に対応する名簿：20.*.*（焼失）』と記録されていることが確認できる。

さらに、E社会保険事務局（当時）が作成した「昭和20年*月E県庁火災による書類焼失について」によると、昭和20年*月に発生したE県庁の火災により多くの被保険者名簿及び被保険者台帳並びに同年6月から同年10月までの資格取得・喪失届出書等が焼失したとされていることから、A社C支所に係る当初の被保険者名簿は、当該火災により焼失したと考えることが妥当であり、現存する被保険者名簿については、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社C支所における同喪失日は20年7月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚のA社C支所に係る昭和19年10月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

北海道厚生年金 事案 3632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月16日から44年2月16日まで

A社で継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在籍証明書(写し)及び人事経歴台帳(写し)、C年金連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会(回答)(写し)並びに雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和44年2月16日にA社B支店から同社D本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から55年6月まで

私は、昭和53年10月にA社に入社したが、その会社では歩合制のため、厚生年金保険に加入できなかつたので、国民年金に再加入し国民年金保険料は私の母親に依頼してB市役所で納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月頃にB市役所で国民年金の再加入手続をして、国民年金保険料は申立人の母親に依頼し、同市役所で納付してもらっていたと述べているが、申立人は、同年9月30日にB市からC市に転居していることが、申立期間当時の戸籍の附票により確認できることから、申立人は、申立期間の保険料をB市で納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立てに係る国民年金被保険者期間は平成10年4月10日に追加されたものであることが確認できる上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）によっても、申立期間当時は国民年金に未加入であることが確認できることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から45年9月まで

私は、昭和39年8月に会社を退職後、A市に転居し、私の夫が私の国民年金の再加入手続きを行い、私の国民年金保険料については、同年9月から私又は夫が同市B出張所等で納付していた。

昭和45年*月に子供が生まれ、育児が大変になったため、同年9月で国民年金保険料の納付をやめた。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、申立人の国民年金の再加入手続きを行ったと述べているが、その夫から再加入状況について聴取できないことから、申立人の申立期間の国民年金の加入状況は不明である。

また、i) 特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和47年5月に国民年金に任意加入したことが確認できること、ii) 申立人は、同居していた申立人の姉と一緒にA市B出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したこともあると述べているところ、その姉が申立人と住所を同じくしていた時期のうち、その姉の保険料の納付済期間は、申立期間より後の47年9月から48年6月までの期間であることが確認できることから、申立人の陳述は申立期間当時のものではないと推測される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月

私は、昭和46年4月に会社を退職し、同年5月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

私が国民年金保険料を納付する際、国民年金手帳に昭和46年4月分までは納入不要のゴム印を押され、5月分から保険料を納付したが、その時点で、46年4月についての説明は一切無かった。

私は、空白期間が無いように国民年金保険料を納付していたつもりなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿等により、申立人が述べているとおり、昭和46年5月頃に払い出されたものと推認できるものの、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、i) 申立人は、同年5月1日に強制加入者として被保険者資格を取得していること、ii) 同年4月の保険料検認記録欄に「納入不要」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間について、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が唯一所持する国民年金手帳の昭和46年4月の印紙検認記録欄にも「納入不要」のゴム印が押されており、申立人自身も申立期間の国民年金保険料を納付していないとしていることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から同年12月までの期間、44年10月から45年4月までの期間及び平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から同年12月まで
② 昭和44年10月から45年4月まで
③ 平成5年10月

私の両親が、昭和42年頃に、病気のため自宅療養中であった私の国民年金の加入手続きを行い、母親が申立期間①及び②の保険料を納付してくれ、私が申立期間③の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ってくれたはずとする申立人の両親は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、平成7年7月から同年9月までの間に払い出されたものと推認でき、その頃に申立人は国民年金の加入手続きを行ったものと認められることから、当該時点で申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③について、申立人は「A銀行B支店の預金を引き出し、国民年金保険料を定期的に納付した。」と述べているが、同行同支店では、「平成5年当時の申立人名義の預金口座は確認できない。」と回答していることから、同行同支店の回答と申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間③について、申立人が国民年金の加入手続きを行ったものと

推認できる平成7年7月から同年9月までの時点で、申立人は国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、オンライン記録により、申立期間③直後の5年11月及び同年12月の保険料について、申立人は時効により納付できなくなる直前の7年12月22日に過年度納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間③について、申立人は時効により保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

その上、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月及び同年10月

平成2年8月に、それまで勤務していた事業所を退職し、その2か月後に再就職した頃、自宅に約4万円弱の申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届いた。

その際、再就職先である事業所の当時の上司が、その国民年金保険料の納付について役所へ電話をしてくれたところ、分割納付でもよいということになり、その後、半年から1年近くかけて、分割された保険料額を毎月給与から天引きしてもらい、それを当時の経理担当者が納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続を行った記憶がないとしている上、i) A市の申立人に係る資格異動履歴詳細により、申立期間に係る昭和61年4月21日付けの国民年金被保険者資格取得日、及び平成2年9月26日付けの同資格再取得日が、6年12月26日に記録されていることが確認できること、ii) オンライン記録により、2年9月26日付けの国民年金被保険者資格取得日、及び2年11月1日付けの同資格喪失日が、7年1月6日に記録されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、6年12月頃であると推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、A市には、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者名簿が存在せず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を給与から分割で天引きしてく

れていたとする当時勤務していた事業所の上司、及びその保険料を納付してくれていたとする同事業所の経理担当者に当時の状況を確認したところ、いずれも国民年金保険料については当該事業所ではかかわっていない旨の回答を得ていることから、これらの回答と申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年1月16日まで
昭和18年3月にA学校を卒業し、同年4月からB社C事業所（現在は、D社）に勤務した。同社を昭和20年8月22日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人は申立期間当時においてB社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、終戦により解体され、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、D社に照会したところ、「B社C事業所は、当社の前身であるが、法人格が異なるため同社に在籍していた者の人事記録等を管理しておらず、当時の在籍及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険被保険者として記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた10人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできなかった。

さらに、被保険者名簿により当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、申立人と同日の昭和19年1月16日であることが確認できる11人にそれぞれの入社時期について照会し5人から回答が得られたところ、自身が記憶している入社時期から9か月から20か月後に同保険の被保険者資格を

取得していることが確認できることから、当時、当該事業所における厚生年金保険の適用については、申立人のようにA学校卒業者に対して一定の試用期間を設けていたことが考えられるところ、いずれの同僚からも、試用期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 22 日から 43 年 4 月 22 日まで
② 昭和 43 年 9 月 30 日から同年 12 月 28 日まで

申立期間①は、昭和 42 年 12 月から 43 年 4 月まで A 県 B 部（現在は、A 県 C 部）に非常勤の事務職員として勤務し、同年同月から雇用期間を延長して同年 9 月まで勤務していたが、延長後の雇用期間については厚生年金保険の加入記録が確認できるのに対し、当初雇用された申立期間①について同保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A 県 D 事業団体連合会に非常勤の事務職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 県 C 部 E 課に照会したところ、「臨時職員任用に関する書類の保存年限が 5 年であるため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が A 県 B 部で一緒に勤務していたと供述する同僚一人については、申立人が姓しか記憶していないことから、個人を特定することができないため、同人から申立人に係る勤務状況等について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 13

人に照会したところ、回答が得られた10人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述し、このうち、当該事業所における同保険被保険者資格喪失日が昭和43年4月21日であることが確認できる一人については、「申立人の旧姓には記憶があるような気がする。はっきりしないが、私が退職した後に入った方かもしれない。」と供述しており、他の一人は、「申立人が採用されたとする昭和42年12月22日頃は、年末で既に仕事が一段落した時期であり、新たに非常勤職員が採用されることはなかった。」と供述しているほか、別の一人は、「私は昭和42年9月から43年1月末まで勤務しており、当時一緒に勤務していた非常勤職員の同僚の名前も手帳に控えているが、その中に申立人の名前は無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和43年4月22日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①を含む昭和42年4月から43年3月まで、国民年金保険料の全額免除申請を行っていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間②においてA県D事業団体連合会に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、34年2月1日にF職員共済組合に編入されたことにより厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、健康保険のみの適用事業所となったことが確認できるとともに、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票においても、健康保険にのみ加入していることを示す「健のみ」の押印があることが確認できる。

また、A県D事業団体連合会に照会したところ、「申立期間②当時、当連合会が加入していたのはF職員共済組合であり、厚生年金保険の適用を受けていない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた者の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②において当該事業所で健康保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確

認できた者6人に照会したところ、「正職員であった。」と供述する3人については、オンライン記録によれば、いずれも申立期間②においてF職員共済組合員であったことが確認できるものの、この一方で、「非常勤職員であった。」と供述する3人については、申立期間②において厚生年金保険又はF職員共済組合のいずれにも加入していた形跡が見当たらない上、このうち一人は、「採用されて16か月後に正職員となり、この時F職員共済組合に加入した。非常勤職員であった期間において、厚生年金保険料や共済組合掛金を給与から控除されたことはない。」と供述しているほか、他の一人は、「勤務していた期間は、国民年金保険料を納付していた。」と供述するところ、オンライン記録によれば、同人は、当該事業所で健康保険の被保険者であったことが確認できる昭和43年10月から44年5月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認でき、ほかに申立期間②当時、当該事業所で非常勤職員として勤務する者を厚生年金保険の被保険者とする取扱い又はF職員共済組合員とする取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3635

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

申立期間は、A社に代表取締役として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が遡って引き下げられている。当時、社会保険事務は社会保険労務士に委託していたため、私はこのような記録の訂正が行われたことを承知していない。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役として勤務していたA社は、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その後の同年4月2日に、8年3月1日から同年6月1日までは59万円から9万2,000円に、同年6月1日から10年3月31日までは9万8,000円から9万2,000円にそれぞれ遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時は受注が減少し、全盛期ほどの売り上げは無かったが、経営に影響するほどではなかった。」と供述するところ、申立人が当該事業所の経理事務担当者であったと供述する者は、「平成7年頃から海外でのB商品の販売が伸びず、資金繰りに苦労するようになったため、社長の指示で、社会保険料の納付を後回しにしており、結果として相当額の保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、「当時、社会保険事務は社会保険労務士に委託していたため、私はこのような記録の訂正が行われたことを承知していない。」と主張しているところ、当該経理事務担当者は、「社会保険料の滞納の件で社会保険事務所（当時）に呼び出され、事務を委託していた社会保険労務士と共に何度も

説明に行ったが、この結果、社会保険労務士は社会保険料の納付を優先させるよう社長に進言したところ、トラブルとなって委託契約が解除されたことから、A社が事業を止めた平成10年3月頃には、既に社会保険労務士は同社の社会保険事務に関与していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「代表者印については、通常私が保管していたが、毎月出張していたため、その間は経理事務担当者に預けていた。」と主張するところ、当該経理事務担当者は、「A社の事業を廃止し、従業員全員を新たに設立したC社にそのまま移すことが決まり、その旨を社会保険事務所に相談したところ、A社に係る社会保険料の滞納については、社長以下従業員の標準報酬月額を遡って引き下げることで対応し、同社は平成10年3月末を以て厚生年金保険の適用事業所ではなくなることとなったため、その旨を社長に伝えた。手続書類については、私が社会保険事務所の指示どおり作成し、社長が自ら代表者印を押印した。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3636(事案 861 及び 1573 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 8 日から 45 年 5 月 1 日まで

第三者委員会に申立てを行ったところ、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答を受けたが、判断理由欄には、脱退手当金の支給に係る事務処理について記載されておらず納得できなかったため、再申立てを行ったものの、平成 21 年 12 月 18 日付けで通知が届き、この申立ても認められなかった。

しかし、第三者委員会の通知に納得できないと思っていたところ、日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを送付されてきたため、私に脱退手当金を支給したとする記録に問題があるものと思った。

また、申立期間当時、勤務先で給与支給などの仕事を担当していた男性職員の名前を思い出したので、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「納得のいく調査を行い、その結果を回答してほしい。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、「平成 21 年 12 月 18 日付けの通知に納得できないと思っていたところ、日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるとはがきを送付されてきたため、私に脱退手当金を支給したとする記録に問題があるものと思った。また、申立期間当時、勤務先で給与支給などの仕事を担当していた男性職員の名前を思い出したので、改めて申し立てる。」と主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことを疑わせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、今回申立人が申立てに係る事業所で勤務していたとして名前を挙げた男性職員から給与を受け取ったと主張しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が名前を挙げた男性職員と同姓職員二人（いずれも男性）が確認できたことから、これらの者に照会したものの、このうち一人は給与支給を担当していなかった旨を供述しており、また、他の一人からは回答を得られないことから申立人の退職時の具体的状況について確認することができない上、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 16 日から 48 年 6 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 21 日まで

A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間及び同社D支店に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和49年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 2 月 21 日から同年 3 月 17 日まで
② 昭和 19 年 3 月 17 日から同年 4 月 15 日まで
③ 昭和 19 年 6 月 24 日から同年 8 月 17 日まで
④ 昭和 19 年 8 月 17 日から同年 10 月 6 日まで
⑤ 昭和 20 年 1 月 12 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A社（昭和 18 年にB社。現在は、C社）のD丸で航海中、機関室で火傷をしたため下船し、入院していた期間である。申立期間②は、海軍で教育を受けた後、B社から指示があるまで自宅待機となっていた期間である。申立期間③は、同社のE丸が魚雷攻撃により沈没し、救助された後、自宅待機となっていた期間である。申立期間④は、同社の指示によりF市G造船所で建造中であったH丸のI業務に従事していた期間である。申立期間⑤は、H丸が空爆を受けたためJ国K地域に自力で上陸し、日本海軍司令部に出頭後、軍の仕事に従事していた期間である。申立期間①から⑤までについては、会社から報酬は全額支払われ、船員保険料も控除されていたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てているが、当該申立期間については、申立人が下船又は船舶が戦没した後の期間であり、C社に照会したところ、「当時の船員保険の手続等に係る資料は無いが、昭和 20 年 4 月までは、乗船時のみ船員保険に加入する制度であった。」と回答している。

また、船員保険被保険者の範囲が拡大され、下船中の船員も被保険者となる取扱いについては、昭和 20 年に改正された船員保険法（昭和 20 年法律第

24号)により、同年4月1日から適用されていることから、同日より前の期間については、下船中の船員は被保険者となることはできない期間である。

- 2 申立期間①について、申立人がD丸と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、年金記録が確認できないことから、申立人の申立期間①に係る船員保険料控除の事実を確認できる供述を得ることができない。

また、A社D丸に係る船員保険被保険者名簿は確認できないものの、申立人の船員保険被保険者台帳によると、同船舶における二度の船員保険被保険者期間（昭和17年9月5日資格取得、18年2月21日資格喪失、同年3月17日資格取得及び同年11月18日資格喪失）が確認でき、同記録はオンライン記録と一致している。

- 3 申立期間②及び③について、B社E丸に係る船員保険被保険者名簿から、同船舶に乗り組んだことが確認できる者は、死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間②及び③に係る船員保険料控除の事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、同名簿によると、申立人の船員保険被保険者資格取得日は昭和19年4月15日、同資格喪失日は同年6月24日と記載されており、これはオンライン記録と一致している上、当該名簿に記載されている者のうち、同資格取得日及び同資格喪失日の記録から、申立人と一緒に同船舶に乗り組んでいたことが確認できるほぼ全ての者の同資格喪失日も同日と記載されている。

- 4 申立期間④について、申立人は当時の作業内容を詳細かつ具体的に記憶していることから、H丸建造時のI業務に従事していたことは推認できるものの、申立人が同船舶と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、既に死亡していることから、申立人の申立期間④に係る船員保険料控除の事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、B社H丸に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の船員保険被保険者資格取得日は昭和19年10月6日と記載されているところ、同名簿から申立人と一緒に同船舶に乗り組んだことが確認できる者のうち、船長であった者を除く全ての者の同船舶における船員保険資格取得日は同日と記載されている。

- 5 申立期間⑤について、B社H丸に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の同資格喪失日は昭和20年1月12日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該名簿に記載されている者のうち同年1月より前に下船したと考えられる数名を除く全ての者の同資格喪失日も同日と記録されている。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、これは、前述の船員保険法の改正により、下船中の船員についても被保険者とする取扱いとされたことによるものであると考えられ、当該名

簿によると、申立人と同じく同社において同日に船員保険の被保険者資格を取得している者が多数存在する。

さらに、前述のB社H丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と一緒に同船舶に乗り組んでいたことが確認できる者の中にも申立人と同じく昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得している者がオンライン記録により確認できるが、これらの者（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）についても、申立期間⑤における船員保険の被保険者記録は無い。

6 申立人が各申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い上、このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 10 日から 49 年 3 月 1 日まで

申立期間はA市B区にあったC社に勤務し、D事務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、私の氏名について別な読み方で加入記録が見つかったことがあったので、私の氏名や会社名についていろいろな読み方で調査するとともに、同社の親会社や関連会社等についても調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によれば、A市B区に所在するC社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業・法人登記簿謄本の記録により、申立期間以前に同社の商号であったことが確認できるE社及びF社についても、同保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、商業・法人登記簿謄本の記録により、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者は既に死亡しているほか、取締役であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者一人に照会したものの、回答は得られず、これらの者から当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、オンライン記録によると、両人は、いずれも申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、このうち一人は、申立期間において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人については、このうち3人は申立人が姓しか記憶していないことから、また、他の二人

についても同姓同名の者が多数存在することから、個人を特定することができず、これらの者からも当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、申立人が当該事業所の取引先であったと供述する2事業所のうちG社については、事業所名簿によれば、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無いほか、H社及び同社A支店については、いずれも申立期間において同保険の適用事業所であったことは確認できるものの、同社及び同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が両事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

一方、申立人は、「自身の氏名の別な読み方でも調査してほしい。」と主張することから、オンライン記録により、14通りの氏名で調査したものの、これらの読み方で管理される申立期間の厚生年金保険加入記録はいずれも該当が無かった。

その上、申立人は、「C社の親会社や関連会社についても調査してほしい。」と主張するものの、商業・法人登記簿謄本の記録によれば、同社の親会社及び関連会社が存在した形跡は無い上、上述のとおり、同社の当時の役員からも親会社及び関連会社について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

昭和 47 年 4 月 1 日から平成 12 年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に正社員として勤務していたが、在職中に給与支給額が減額した記憶はないにもかかわらず、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。平成 8 年 10 月 1 日に同社 C 営業所から同社 D 営業所に転勤し、申立期間は同社同営業所長として勤務していたが、転勤の前後で給与及び手当の額に変化は無かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に照会したところ、「保存年限の経過により当時の資料を既に廃棄しているため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況については不明である。」と回答しており、申立人が、申立期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から源泉控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所において前任者であったと供述する者、後任者であったと供述する者及び申立期間において A 社の他の営業所の所長であったと供述する者 5 人の合計 7 人のうち、オンライン記録により、申立人と同様に、平成 9 年 1 月 1 日の随時改定において従前の標準報酬等級から 2 等級引き下げられたことが確認できる者二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私は平成 8 年 10 月 1 日に A 社 E 営業所から同社 F 営業所に異動し、この異動に伴い管理職手当等は増額されたものの、転勤後は自宅から通勤することとなり、単身赴任手当が無くなったことから、給与支給額は減少した。9 年 1 月

1日の随時改定において標準報酬月額が従前よりも引き下げられたのは、月に数万円支給されていた単身赴任手当が無くなったためである。また、申立人も、当時、同社C営業所から、自宅から通勤できる同社D営業所に転勤となったことを記憶している。」と供述している。

さらに、当該営業所長等7人のうち、前述の二人を除く5人については、オンライン記録によると、いずれも申立期間前後に標準報酬月額が引き下げられた形跡は無いものの、当該5人のうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、いずれも「基本給や管理職手当が減額されることは考えられないが、転勤に伴い自宅通勤が可能になると、単身赴任手当や数か月に一度支給される帰省手当も無くなるため、給与支給額が減少することがあった。また、申立人はD市に自宅があったため、C営業所においては単身赴任であった。」と供述しており、この一方で、当該3人のうち1人は、「私は平成8年10月1日にG営業所からC営業所に転勤したが、自宅がE市にあったため、単身赴任手当は継続して支給されていた。」と供述しているほか、他の一人は、「平成8年10月1日にH営業所からI営業所に転勤したが、両営業所には自宅があったD市から通勤していたため、単身赴任手当は支給されていない。」と供述しており、別の一人は、「私はJ営業所長であったが、自宅がD市にあり、申立期間前後に異動は無かったため、継続して単身赴任手当が支給されていた。」と供述しており、これらの者については、申立期間において単身赴任手当等が減額される事情は無かったことが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、申立期間において実施された定時決定又は随時改定により、従前の標準報酬等級から2等級以上引き下げられたことが確認できる者で、生存及び所在が確認できた者9人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも「当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。申立期間前後の標準報酬月額と毎月の給与額が相違していたかどうかは分からない。」と供述しており、これらの者からも、申立期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、これに見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人が昭和47年4月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、平成12年9月30日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無く、ほかに申立人が、申立期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、標準報酬月額随時改定は、固定的賃金に変動があり、当該変動があ

った月以後継続した3か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた時に行われるものであるところ、申立人については、平成8年10月から同年12月までに支払われた報酬の平均月額に見合う標準報酬月額が、同年10月1日現在の標準報酬月額を2等級以上下回ったとすれば、事業主がその旨の月額変更届出を行い、この結果、9年1月1日に随時改定が行われることとなることから、異動時期と随時改定時期に差があることも不自然ではない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 16 日から同年 11 月 22 日まで
② 昭和 51 年 6 月 9 日から 53 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 12 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで

申立期間①は、A社B事業所（現在は、C社）の紹介により、D商業施設内のE社でF職として勤務した期間である。

当時、同じA社B事業所の紹介により、E社に勤務した同僚には、厚生年金保険の加入記録があるが、私は同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②及び③は、同じくA社B事業所の紹介により、G社、H社及びI社のいずれかの事業所でF職として勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が、E社に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると平成13年2月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると同年同月*日に破産宣告を受けていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、C社では、「当時の資料を保存していないことから、申立人の勤務実態については分からない。また、厚生年金保険の加入については、紹介先の事業所で適用を受けることとなるので、申立人の厚生年金保険の取扱いについても不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人がE社で勤務していた記憶はあるものの、勤務時期や厚生年金保険の加入については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「A社B事業所の紹介により、G社、H社及びI社のいずれかの事業所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社では、前述のとおり、「当時の資料を保存していないことから、申立人の勤務実態については分からない。また、厚生年金保険の加入については、紹介先の事業所で適用を受けることとなるので、申立人の厚生年金保険の取扱いについても不明である。」と回答している。

また、G社では、「B事業所から紹介されたF職の在籍記録は、直近の5年間程度しか保存していないことから、申立人の勤務実態については確認できない。また、現在は、F職についても、全員、厚生年金保険に加入する取扱いとしているが、申立期間②及び③当時は、F職は厚生年金保険に加入していなかったことから、仮に申立人が当時、当社に勤務していたとしても、厚生年金保険には加入しておらず、同保険料も給与から控除していなかったと思う。」と回答している。

さらに、H社では、「申立人は、申立期間③のうち、昭和54年1月26日から同年4月10日まで当社に勤務していた。しかし、当時、B事業所から紹介されたF職については、3か月以上の勤務期間となる場合は厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、3か月未満の場合は加入させない取扱いであった。申立人の場合は、同年1月26日から同年4月10日までの3か月未満の勤務であったことから、厚生年金保険には加入しておらず、同保険料も給与から控除していなかったと考えられる。」と回答している。

加えて、I社では、「当時の社員の在籍期間及び健康保険整理番号等を記載した当社の社会保険台帳を確認したが、申立期間②及び③において申立人の名前は確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

その上、申立人は、いずれの事業所においても、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

- 3 申立期間①、②及び③において、申立人の雇用保険の加入記録が確認できない上、いずれの事業所の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月頃から同年11月頃まで
② 昭和35年4月頃から同年11月頃まで
③ 昭和36年5月頃から同年11月頃まで
④ 昭和37年5月頃から同年11月頃まで
⑤ 昭和38年5月頃から同年11月17日まで
⑥ 昭和39年5月頃から同年11月17日まで

昭和33年から39年までの期間は、毎年5月頃から11月頃までA省B局C事業所（現在は、D事業所）のE事務所にF職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から⑥までの期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①から⑥までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所から提出された経歴整理表及び同事業所の回答並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、C事業所E事務所（昭和38年8月1日にC事業所からG事業所へ移管）にF職として勤務していたことが推認でき、当該期間の一部の期間においては健康保険だけに加入していることが確認できる。

しかしながら、D事業所は、「関係資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。しかし、当時、国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用についての通知が発出されていたことから、F職については、同通知に基づき、健康保険及び厚生年金保険を一律的

に適用することではなく、厚生年金保険については、加入するか否かの意思を確認していたものと考えられる。」と回答しているところ、C事業所及びG事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）並びにオンライン記録により、C事業所は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当している一方、34年4月17日から35年3月20日までの期間及び同年4月5日から39年3月1日までの期間は、健康保険のみの適用を受ける任意包括適用事業所の適用を受けていることが確認できるとともに、G事業所については、38年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当している一方、同日から同年11月20日までの期間及び39年5月1日から同年11月17日までの期間は、健康保険だけを適用できる任意包括適用事業所に該当していることが確認できることから、各事業主は、従業員の厚生年金保険の加入について、何らかの基準により、健康保険及び厚生年金保険を適用させる者と健康保険だけを適用させる者とに分けていたものと推認できる。

また、C事業所に係る被保険者名簿により、申立期間①前の昭和33年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて334人いることが確認できるものの、同事業所が任意包括適用事業所に該当した34年度に同資格を取得している者は5人となっている一方、健康保険だけの適用を受けている者が519人いることが確認できる上、申立人が同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和33年4月20日に同資格を取得していることが確認できる者16人のうち12人が、同事業所及びG事業所において、34年度以降も反復雇用されているとみられるものの、申立期間①から⑥までの期間において、両事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、これら12人全員が健康保険だけに加入していることが確認できる。

さらに、上記12人のうち、生存及び所在が確認できた者4人（申立人が同僚として名前を挙げた者一人を含む。）に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「昭和32年から40年までC事業所E事務所にF職として勤務していた。私が保管する当時のメモによると、32年及び33年は健康保険及び厚生年金保険に加入していたが、34年から39年までの期間については、健康保険に加入してただけで、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、他の一人は、「昭和33年及び34年にC事業所でF職として勤務した。33年は健康保険及び厚生年金保険に加入したが、34年は、健康保険だけに加入し、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者4人（上記の同僚一人を除く。）のうち、唯一生存及び所在が確認できた者からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述が得られず、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までの期間に係る厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 46 年 4 月から同年 5 月まで

申立期間①は、A学校卒業と同時にB社C事業所（現在は、D社）の運動部に勧誘されて入社し、同部の集合写真もあるが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②は、E社に勤務し、腰を痛めて2か月で退職するまで給与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間共に、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、「A学校卒業時に、B社C事業所の運動部に勧誘されて、同社に入社した。」と申し立てしているところ、D社は、「申立期間①当時の資料を保管していないが、E社の50年史に収録されている社員録の中に申立人の名前は見当たらない。」と回答しており、申立人のB社C事業所における勤務状況に係る資料及び供述を得ることができなかった。

また、運動部の集合写真について、D社では、昭和25年から39年まで運動部に所属していたOB社員に照会したところ、i) 集合写真に写っている19人のうち14人の名前は確認できたが、申立人を含めて5人の名前が確認できないこと、ii) 他の写真においても申立人であるとする人物の名前が確認できないこと、iii) 運動部には正社員のほかにF職が所属していた時期が

あったことなどの回答を得た旨回答している。

さらに、D社は、「F職は社会保険を適用しておらず、運動部に所属していたF職が正社員に登用された記録は無い上、当社に残っている社会保険の被保険者台帳にも申立人の名前は無い。」と回答している。

加えて、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和29年3月から同年4月までに厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同学年と考えられる者30人のうち、生存及び所在が確認できた14人に照会し、11人から回答を得られたものの、全員が申立人の名前に記憶がないと供述しているほか、同被保険者名簿では、申立期間①に申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 申立期間②について、G社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の事業主に照会したものの、回答が得られず、申立人の申立期間②における勤務状況に係る資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人の妻は、申立人のG社における同僚の名前を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人（元事業主夫妻を除く。）も既に死亡していることから、申立人の勤務について照会することができない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②において申立人の名前は無く、一方、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 6 日から 42 年 1 月 19 日まで
② 昭和 42 年 2 月 18 日から同年 4 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 13 日から 43 年 5 月 21 日まで
④ 昭和 44 年 5 月 13 日から同年 12 月 10 日まで
⑤ 昭和 44 年 12 月 10 日から 45 年 3 月 21 日まで
⑥ 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
⑦ 昭和 45 年 12 月 11 日から 46 年 3 月 16 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、工場でB作業をしていた時の標準報酬月額が2万6,000円と記録されているが、3交替勤務で手取り給与は8万円であった。

申立期間②については、C社においてD職として勤務していた時の標準報酬月額が4万5,000円と記録されているが、歩合制で手取り給与は11万5,000円であった。

申立期間③については、C社においてD職として勤務していた時の標準報酬月額が4万8,000円と記録されているが、歩合制で手取り給与は12万円であった。

申立期間④については、E省F局G部H事業所においてD職兼I職として勤務していた時の標準報酬月額が3万6,000円及び5万2,000円と記録されているが、日額3,900円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では9万7,500円となる。

申立期間⑤については、H市J局K部において臨時職員（D職）として勤務していた時の標準報酬月額が4万5,000円と記録されているが、日額5,000円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では12万5,000円となる。

申立期間⑥については、E省F局G部H事業所においてD職兼I職として勤務していた時の標準報酬月額が4万2,000円及び4万8,000円と記録されているが、日額4,500円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では11万2,500円となる。

申立期間⑦については、H市J局K部において臨時職員（D職）として勤務していた時の標準報酬月額が4万8,000円と記録されているが、日額5,000円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では12万5,000円となる。

全ての申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務し、工場でB作業をしていた時の標準報酬月額が、2万6,000円と記録されているが、3交替勤務で手取り給与は8万円であった。」と主張している。

しかしながら、A社は、「厚生年金保険被保険者資格取得届以外の書類は保存期限を経過しているため現存せず、詳細については不明である。」と回答しているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）によると、申立人の標準報酬月額は2万6,000円と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している13人のうち12人の標準報酬月額が申立人と同額であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「C社においてD職として勤務していた時の標準報酬月額が、それぞれ4万5,000円及び4万8,000円と記録されているが、歩合制で手取り給与はそれぞれ11万5,000円及び12万円であった。」と主張している。

しかしながら、C社は、「年数が経過しているため、申立人の給与の詳細については不明である。」と回答しているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）によると、申立期間②における申立人の標準報酬月額は4万5,000円、また、申立期間③における申立人の標準報酬月額は4万8,000円と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、申立期間②及び③について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているそれぞれ10人について標準報酬月額を確認したところ、申立期間②においては8人の標準報酬月額が、また、申立期間③においては7人の同

月額が申立人と同額であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

- 3 申立期間④及び⑥について、申立人は、「E省F局G部H事業所においてD職兼I職として勤務していた時の標準報酬月額がそれぞれ3万6,000円、5万2,000円、及び4万2,000円、4万8,000円と記録されているが、それぞれ日額3,900円及び4,500円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では9万7,500円及び11万2,500円となる。」と主張している。

しかしながら、E省F局J部は、「申立人は非常勤職員であった。」と回答しているところ、同部から提出された申立人の人事異動通知書(写し)によると、申立期間④当時の賃金日額は1,500円、また、申立期間⑥当時の賃金日額は1,740円であったことが確認でき、月25日勤務で計算した給与月額(申立期間④は3万7,500円、申立期間⑥は4万3,500円)は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額であるか、または、オンライン記録の方が高額であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた申立期間④及び⑥当時の上司は、「申立人は非常勤職員であり、申立人の給与がいくらであったか詳細は分からない。しかし、申立人が主張している標準報酬月額ほど高くなかったはずである。」と回答している。

さらに、申立期間④及び⑥について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているそれぞれ10人について、その標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に低額であるとは認められない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

- 4 申立期間⑤及び⑦について、申立人は、「H市J局K部において臨時職員(D職)として勤務していた時の標準報酬月額がそれぞれ4万5,000円、4万8,000円と記録されているが、それぞれ日額5,000円と記載された辞令を交付されていたので、1か月では12万5,000円となる。」と主張している。

しかしながら、H市J局L部は、「保存年限経過により資料廃棄済のため、申立人の給与の詳細は不明である。」と回答しているところ、同部から提出された臨時職員賃金基準(写し)によると、申立期間⑤当時、最も賃金日額が高い自動車運転手(特殊)の賃金日額が1,400円から1,500円であり、また、申立期間⑦当時の同賃金日額が1,650円から1,750円であったことが確認でき、月25日勤務で計算した給与額(申立期間⑤は3万5,000円から3万7,500円、申立期間⑦は4万1,250円から4万3,750円)よりも申立人のオンライン記録の標準報酬月額の方が高額であることが確認できる。

また、申立期間⑤及び⑦について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているそれぞれ10人について、その標準報酬月額を確認したところ、申立期間⑤においては10人中9人が同額であり、申立期間⑦においては10人のいずれもが申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が特に低額であるとは認められない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無い。

- 5 全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 5 月まで
申立期間について、A 県 A 市にある B 社で C 職兼 D 職として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「B 社で C 職兼 D 職として勤務しており、厚生年金保険には加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 15 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、17 年 6 月 30 日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 12 人確認できるものの、この 12 人の同保険の被保険者になる前の期間における公的年金の加入記録を確認したところ、12 人中 9 人（うち 5 人は既に死亡）が国民年金に加入し、その保険料が納付済みとなっていることが確認でき、残りの 3 人は公的年金の

加入記録が無いことが確認できるとともに、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する者は確認できない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。